

## 元方事業者の皆様へ

# 災害復旧・復興工事現場での 労務・安全管理の徹底について

(建設業の労働災害や賃金支払時のトラブルが急増しています。)

東日本大震災以降、県内外の多くの事業者と労働者が当署管内で震災復旧・復興工事に携わっております。

こうした中、数次の請負関係に起因する事業者間の請負代金の不払等による賃金不払事案や、労働契約締結時において賃金額や支払日、寮費等の控除額の取決めが明確になされず賃金支払時にトラブルになった事案など、数多くの問題が発生しています。

また、建設業における労働災害についても、工事量の増大を背景に大幅に増加しており、特に高所からの墜落転落災害、移動式クレーンの転倒や荷振れ等によるクレーン災害、ドラグショベル等の重機災害などでは、死亡災害等の重篤な労災事故が発生しているほか、一方では労災かくし事案も後を絶たない状況となっています。

こうした現状を踏まえ、元方事業者(元請)は関係請負人に対する指導義務が課せられていることから、各工事現場において次の事項の対応をお願いいたします。

- 数次の請負関係の場合に、それぞれの請負契約を確認してください。
- 単純労働の労務提供のみを行う事業者等に、仕事の一部を請け負わせないでください(建設業務の労働者派遣は禁止されています。)
- 仕事の全部を一括して請け負わせないでください。
- 新規に現場に入場した労働者に対して、賃金額等の労働条件が、書面で明示されているか確認してください(労働条件通知書の交付の確認)。
- 地震、強風・暴風、大雨の際には、避難、作業の中止、点検を徹底してください。
- 寄宿舎を使用している場合には、寄宿舎設置届、寄宿舎規則が届出されていることを確認してください。なお、寄宿舎を使用している場合には、火災その他非常の場合の警報設備や消火器の設置などが必要となります。
- 足場の設置等による作業床の確保、開口部等についての囲い、手すりの設置、防網の設置、安全帯の使用等、高所作業における墜落防止対策を徹底してください。
- 建設機械・ダンプ・クレーン等を使用する際は、必ず作業計画を策定し、立入禁止区域の設定や誘導員・合図者の配置、作業指揮者の選任及び資格の確認を徹底してください。
- 平成25年7月1日からブレーカー以外の解体用機械についても有資格者による運転及び定期自主検査等の規制対象となります。
- アーク溶接作業やコンクリートカッター等の作業について、屋外作業の場合にも防じんマスクの着用が必要です。
- 労災かくしは犯罪であることを周知徹底してください。

(問合せ先)

仙台市宮城野区鉄砲町1仙台第4合同庁舎1F

仙台労働基準監督署 TEL022-299-9072

労働者派遣については

宮城労働局職業安定部需給調整事業室 TEL022-292-6071